

山形県公安委員会及び山形県警察本部長における情報公開審査基準

		制 定	平成13年 9月27日
一部改正	平成16年 6月21日	一部改正	平成18年 7月 6日
一部改正	平成21年 4月28日	一部改正	平成22年 4月 5日
一部改正	平成23年 4月 1日	一部改正	平成27年 4月 8日
一部改正	令和元年 7月26日	最終改正	令和 6年 1月11日

山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）に基づき山形県公安委員会及び山形県警察本部長が行う開示・不開示の判断に当たっての審査基準は、次のとおりとする。

その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第1 開示決定等の審査基準

〔条例の定め〕

（開示請求に対する決定等）

- 第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をするときは、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をしないときは、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前2項の期間内に前2項に規定する決定（以下「開示等決定」という。）をすることができないときは、30日を限度として、これを延長することができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、その旨、前2項の期間内に開示等決定をすることができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。
- 4 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務又は事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該公文書の相当の部分につき、当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第1項及び第2項の期間内に前項後段の規定の例により開示請求者に通知しなければならない。

1 条例の趣旨

(1) 第1項及び第2項は、開示請求に対する実施機関の応答義務を明らかにすると

ともに、開示の決定及び開示をしない旨の決定を行うべき期限（開示請求があった日から起算して15日以内）並びに通知すべき事項を定めるものである。

(2) 第1項ただし書は、情報公開条例第4条第3項により相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた場合は、補正に要した日数は、開示の決定及び開示をしない旨の決定を行うべき期限の算定から除かれることを示すものである。

(3) 第3項は、開示等決定を行うべき期限について延長可能な期限（請求があった日から起算して最大45日以内）及び通知すべき事項を定めたものである。

(4) 第4項は、開示請求に係る公文書が著しく大量な場合における開示等決定の期限の特例を定めるものである。

開示請求に係る公文書が著しく大量であることや同一時期、同一部局に請求が集中する等のため、開示請求に係る事務処理が膨大になり、通常の業務に支障を来すことが想定されることから、実施機関は、開示請求に係る公文書について、開示請求があった日から45日以内にその相当の部分につき開示等決定をし、残りの部分についてはその後の相当の期間内に開示等決定すれば足りることとされたものである。

(5) 「開示請求に係る公文書が著しく大量である」場合に該当するかどうかは、公文書の物理的な量だけによるものではなく、審査に要する業務量と実施機関の事務処理体制や事務事業の繁忙の程度などの事情を考慮した上で判断される。

(6) 「当該公文書の相当の部分」とは、45日以内に開示等決定ができる分量である。

(7) 「相当の期間」とは、開示請求に係る公文書の当該残りの部分について開示等決定を行うのに必要とされる合理的な期間をいう。

2 解釈及び運用の際の参考事項

(1) 第1項に規定する開示の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。

ア 開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていない場合

イ 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示部分が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。

(2) 第2項に規定する開示しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。

ア 開示請求に係る公文書に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合

イ 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示部分が記録されている部分を除いた残りの部分に客観的に有意な情報が記録されていないと認められるとき。

ウ 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示部分が記録されている部分を、容易に、かつ開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できないとき。

エ 開示請求に係る公文書の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合

(3) 開示請求に係る公文書が存在しない場合は、請求に応じることができず、拒否処分をすることになる。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、請求を却下する。

ア 開示請求に係る公文書が、条例第12条又は第13条の規定により条例の適用が除外されている公文書である場合

イ 開示請求書に記載漏れ等の形式上の不備があり、補正を求めても補正されなかった場合

(5) 第3項の「事務処理上の困難その他正当な理由」に該当すると考えられる例は、次のとおりである。

ア 開示請求に係る第三者の情報について当該第三者からの意見の聴取に時間を要した場合

イ 天災の発生等により、業務に支障が生じた場合

(6) 第4項の規定により、45日以内に行う開示等決定を行った残りの部分について相当の期間内に開示等決定を行う場合は、開示請求の全てを処理できない事情に鑑み、審査の終了したものから順に、ある程度のまとまりのある公文書ごとに開示等決定を行うことも考慮する。

(7) 第4項を適用する場合は、その性質上、残りの部分の開示等決定を行う相当の期間が比較的長期にわたる場合もあり、予期し得ない事情により当初予定した期間内に開示等決定ができなくなる場合も想定されるが、請求者に処理の時期の見通しを通知する。

3 その他

前項の判断に当たり、開示請求に係る公文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第2 不開示情報の判断基準」に、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきかどうかの判断は「第3 公文書の存否に関する情報に関する判断基準」に、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対して当該公文書を開示することができる場合に該当するかどうかの判断は「第4 公益上の理由により裁量的に開示する情報に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第5 部分開示に関する判断基準」に、それぞれよるものとする。

第2 不開示情報の判断基準

[条例の定め]

(不開示情報等)

第6条 前条に規定する不開示情報は、次に掲げる情報とする。

第1項は、開示請求に係る公文書に記録された開示をしてはならない情報（不開示情報）として6項目を列挙し、明示したものである。

開示請求に係る公文書に記録された情報についての開示・不開示については、当該公文書に記録された情報の内容について、第1項各号の規定に基づき不開示事由に該当するか否かについて判断されるものである。

1 条例第6条第1項第1号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準
〔条例の定め〕

(1) 法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示により、公にしてはならないこととされている情報

(1) 条例の趣旨

ア 第1号は、法令（法律及び政令その他の命令をいう。）及び他の条例の規定又は実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示により公にしてはならないとされている情報が記録されている公文書は、この条例においても不開示となることが明示されたものである。

イ 「公にしてはならない」とは、法令等の規定又は各大臣等の指示が開示してはならないことを明定している場合等をいう。

ウ 「実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定等により地方公共団体の事務の処理に関し国の機関が行う指示であって、実施機関が法律上従わなければならないものをいう。地方自治法第245条第1号ハの指示に限定されるものではないが、実施機関が法律上従わなければならないものであることが必要である。

(2) 解釈及び運用の際の参考事項

第1号に該当すると考えられる情報の例は、次のとおりである。

ア 明文の規定により公開することが禁止されている情報（著作物の複製（写しの交付の場合：著作権法（昭和45年法律第48号）第18条））

ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）による改正後の著作権法第42条の2により、情報公開条例に基づく開示に必要と認められる限度において著作物を利用することができることとされているため、写しの交付が可能である。

なお、未発表の著作物に関して著作権者が特別の意思表示をした場合は、閲覧及び写しの交付をすることができないことに留意する必要がある。

イ 目的外使用が禁止されている情報

ウ 手続の公開が禁止されている事項に関する情報

エ 個別の法令により守秘義務が課せられている情報

2 条例第6条第1項第2号（個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準
〔条例の定め〕

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報(開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。)

ハ 人の生命、身体、健康、財産又は生活(以下「人の生命等」という。)を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報

ニ 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であって、公益上開示をすることがより必要であるもの(開示をすることにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを除く。)として規則で定めるもの

(1) 条例の趣旨

ア 第2号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

イ 「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であり、第3号で判断することとしたので、第2号の個人に関する情報の範囲から除外されたものである。したがって、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報は、第2号により、開示又は不開示の判断が行われることになる。

エ 「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別される場合はもちろん、当該情報のみでは識別できなくても、他の情報と照合することによって、特定の個人が識別される可能性がある情報をいい、情報を開示することにより、特定個人の

平穏な生活が侵害されると認められる程度に、特定の少数の個人が識別される場合を含むものである。このことにより、県民のプライバシー等開示されないことの利益は、明確かつ実質的に保護されるものである。

オ 「特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物、未発表の論文のように、個人の人格と密接に関連したり、開示された場合に財産権その他の個人の正当な利益を害するなど、個人の権利利益を害するおそれが認められる情報をいい、個人の権利利益の保護のために、特定の個人を識別することができる情報に加えて、補充的にこのような情報を不開示情報として規定したものである。

カ 第2号ただし書は、個人に関する情報は不開示の取扱いとの原則のもとで、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものについて、ただし書イからニまでにより個別具体的に明確化し、例外的に不開示情報から除くこととしたものである。

キ ただし書イは、法令等の規定により又は慣行として、一般に公表されている情報及び公表することが予定されているような情報については、開示の取扱いとしたものである。

ク ただし書ロは、公務員並びに独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員の職務の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報については、行政の説明責任の観点から開示する取扱いとするものである。

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関等としてその担任する事務を遂行する場合及び独立行政法人等又は地方独立行政法人の役員、職員としてその担任する事務を遂行する場合におけるその情報をいう。公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等の職務遂行に係る情報には含まれないものである。

ケ 公務員等についても個人の権利利益は保護されるべきであることから、その権利が不当に侵害されるおそれがある場合の公務員等の情報は不開示の取扱いとなり、特に氏名については、当該公務員等の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを開示すると、公務員等の私生活等に影響を及ぼすことがあり得ることから、その生活に不当に影響を与えるおそれがある場合についても不開示の取扱いとなるものである。

コ ただし書ロの「そのおそれがあるものとして規則で定める警察職員」とは、職務の性質上、氏名を開示することにより、当該警察職員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがあるものとして施行規則第5条第1項に規定する者をいい、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及

びこれに相当する職にある者が該当する。

サ 公務員等の職務遂行に係る当該公務員等の職及び氏名の取扱いについては、これがただし書ロに該当する場合においても、これが他の不開示情報に該当する場合には、その職及び氏名さらには職務遂行の内容に係る部分も含めて全体が不開示の取扱いとなるものである。

シ ただし書ハは、人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から、これらの法益を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報について、例外的に開示することとされたものである。

「より必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護されるプライバシー等の利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量する趣旨である。

ス ただし書ニは、県が事務事業を実施するに当たって支出される公費の使途について、適切な使途に適切な規模で支出されているか明らかにする公益上の必要から、一定の支出科目の公費の支出の対象となった者に関する情報を例外的に開示することとし、具体的な開示の対象となる情報を規則で定めることとしたものである。

セ 法人、団体等の構成員であっても歳出予算の支出の対象となった場合には「歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人」に含まれるものである。

(2) 解釈及び運用の際の参考事項

ア 個人に関する情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがある。個人に関する情報は、プライバシーを中心とした個人の正当な権利利益を保護する観点から最大限に尊重されるべきものである。

イ ただし書イの「公にされている情報」には、法人登記簿や不動産登記簿の謄本等のように、法令等により何人でも閲覧等を行うことができる定められているものなどが該当する。

ウ 「公にすることが予定されている情報」には、以下のような情報が該当する。

(ア) 決裁後まだ発行されていない報告書等のように将来具体的に公表が予定されている情報

(イ) 開催が中止された公開予定の会議の資料や公にされている情報の詳細資料として準備したもの等の求めがあれば提供することを予定している情報

(ウ) 本人が公表することを同意している要望書等のように性質上同種の情報は一般的に公にされているような情報

エ 情報公開制度は、県民の開示請求権に基づく行政処分として、請求者によりその権利内容や処分内容に差異が生じることはなく、個人に関する情報が記録されている公文書の開示・不開示の決定についても、たとえ本人からの請求であったとしても同じ取扱いとなるものである。

公文書に記載されている自分の個人情報については、別途、個人情報の保護

に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて開示請求できるものである。
オ ただし書ニの規則で定める情報は、以下のとおりである。

[施行規則第5条第2項]

2 条例第6条第1項第2号ニに規定する規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 交際費の支出に関する情報に含まれる当該交際費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、病気等の見舞いに係る支出であって相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合の当該支出に関する情報を除く。

(2) 食糧費（企業管理者においては会議費又は雑費のうち飲食に係る経費。以下同じ。）の支出に関する情報に含まれる当該食糧費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、当該支出の対象となった個人の職業、地域社会又は私生活における権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

(ア) 「交際費の支出の対象となった個人」とは、交際費の支出を伴った交際の相手方であり、以下のような者が含まれる。

a 法人との懇談等の経費の支出の場合、公費で経費を負担した当該相手方

b 香典の支出の場合、お悔やみの対象となった故人及び香典を受領した喪主等

c 特定の個人の祝賀会や追悼式の会費等の場合、お祝いや追悼の対象となった個人

d 祝賀会や葬儀に当たり生花を贈った相手方

e 会合等の会費、負担金の支出の場合、案内状や領収書等に記載のある主催者の代表者、発起人、幹事、会計等

(イ) 「相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要な場合」とは、見舞いの相手方の疾病が公にされておらず、入院していることが周知の事実ではないような場合である。

(ウ) 「支出の内容」には、支払金額、支払年月日、債権者、支払内容及び支出の内訳等の情報が該当する。

(エ) 「食糧費の支出の対象となった個人」とは、食糧費の支出により経費が負担されている飲食の提供を受けた者である。ただし、支出の対象となった個人であっても、開示をすることにより当該個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合は不開示となる。

なお、公務員等が食糧費の対象となった場合、当該公務員等が公務の中で飲食の提供を受けた事案については、ただし書口の規定からも職、氏名等の情報の開示、不開示が判断されるものである。

カ 警察職員の氏名の取扱い

第2号ただし書の規定により氏名が開示される警察職員（警察庁及び他の都道府県警察の職員を含む。）であっても、開示請求の対象となる公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又はその家族に危害が加えられるおそれがあるなど（第2号ただし書口の開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合）第4号（公共安全維持情報）に該当する場合は、不開示となる。

キ 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報の取扱い

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

- a 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合
- b 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合
- c 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者被告人が特定される内容の報道がされている場合

(イ) 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされている場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示する。

- a 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合
- b 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(ウ) 上記(ア)及び(イ)ただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

3 条例第6条第1項第3号(法人等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準
〔条例の定め〕

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該

個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から人の生命等を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報を除く。

イ 開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報

ロ 実施機関からの要請を受けて、公にしないと約束（法人等又は個人において一般に公にされていない等当該約束の締結に合理的な理由があると認められるものに限る。）の下に、任意に提供された情報

(1) 条例の趣旨

ア 第3号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

イ 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する情報については、第5号（意思形成過程情報）又は第6号（行政執行情報）により判断されることとなる。

ウ 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農林水産業等を営む個人をいう。

エ 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。事業を営む個人に関する情報であっても、家族の情報等当該事業に関しない情報については、第2号（個人に関する情報）により判断されるものである。

オ 第3号イは、法人等の事業に関する情報には、営業秘密等、開示すると当該法人等の権利利益を害するおそれのあるものがあり、これら法人等が有する正当な権利利益は、原則として開示することにより害されるべきではないことから規定されたものである。

カ 第3号ロは、実施機関が事業の実施等のために収集している法人等の情報の中には、非公開を前提として任意に提供を受けているものもあり、そうした情報が開示された場合、法人等が情報提供を行わなくなる等、実施機関の情報収集に支障を来すおそれがあることから、実施機関の要請を受けて公にしないと約束（合理的な理由があると認められるものに限る。）の下に、任意に提供された情報について不開示情報として取り扱うこととされたものである。

キ 第3号イ又はロに該当する法人等の事業に関する情報は、不開示の取扱いとされるべきものであるが、当該法人等の事業活動によって人の生命などへの危害又は侵害が生じるような場合は、不開示情報とする合理的な理由はなく、第3号ただし書は、このような場合について、情報を開示することで被る法人等の不利益と保護されるべき人の生命などの利益を比較衡量し、法人等の情報を開示することがより必要である場合は、例外的に開示の取扱いとする旨規定し

たものである。

(2) 解釈及び運用の際の参考事項

ア 法人等には様々な種類のものがあるので、当該法人等と県との関係や、当該法人等の権利保護の必要性等を考慮し、適確に「正当な利益を害するおそれ」の有無を判断するものとする。

イ 第3号イに該当すると考えられる場合とその具体的な例は、次のとおりである。

(ア) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報などで、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれるおそれがある場合（県に対する申請書に添付された生産や販売に関する計画書を開示した場合に同種の事業を営む他の事業者により、その計画に先駆けて同種の商品を製造、販売されてしまう可能性がある場合等）

(イ) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれるおそれがある場合

(ロ) 法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれるおそれがある場合

ウ 第3号ロについて、非公開とする条件を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も判断材料に含める趣旨である。

エ 第3号ロに該当すると考えられる例は、次のとおりである。

警察の要請を受けて、公にしないと条件の下に任意に提供された企業対象暴力事犯等に関する情報等（状況によっては、第4号（公共安全維持情報）が重疊的に適用される場合もある。）

オ 第3号ただし書は、第2号（個人に関する情報）ハと同様の趣旨であり、当該情報を公にすることにより人の生命等が保護されることとなる利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は個人の権利利益等とを比較衡量し、前者の保護のために当該情報を公にする必要があると認められることを意味する。したがって、当該情報を公にすることが人の生命等の保護に役立つというだけでは足りない。

カ 第3号ただし書に該当すると考えられる例は、次のとおりである。

薬害などによる人の生命などへの危害の発生を未然に防止し、又は現に発生している当該危害を排除するため、製薬業者や薬品販売業者の営業上の不利益にかかわらず、その者の事業活動に関する情報を開示する場合等

4 条例第6条第1項第4号（公共安全維持情報）に基づき不開示とする情報の基準
〔条例の定め〕

(4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪

の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるに足りる相当の理由がある情報

(1) 条例の趣旨

ア 第4号は、不開示情報としての公共の安全等に関する情報の要件について定めるものである。

イ 第4号に該当する情報は、開示することにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等の生命、身体等の保護に支障が生じたり、あるいは犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認める場合に、これらを防止するため不開示とする趣旨である。

ウ 「実施機関が認めるに足りる相当の理由」とは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断は、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断や、高度の政策的判断を要するものであることから、その開示・不開示については、実施機関の第一次的な判断によるものとし、実施機関が「おそれがある」と判断するものについては不開示と一義的に決定されるという趣旨である。その判断の当否については、実施機関の第一次的な判断が合理性をもつものとして許容される限度内のものであるか否かにより審理、判断されるものである。

エ 法令違反の調査、取締り、許認可、災害警備等に関する情報は、個別案件が犯罪の予防・捜査等に該当する場合は別として、一般的には、「その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に該当せず、第6号（行政執行情報）により、開示・不開示が判断されることになる。

(2) 解釈及び運用の際の参考事項

ア 「人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」に該当する情報の例は、次のとおりである。

(ア) 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

(イ) 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、開示することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

(ウ) 開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

(エ) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

- (わ) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- (か) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であつて、開示することにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- (き) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であつて、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- (く) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であつて、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの

イ 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、第4号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ第4号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、第4号の対象となる。

ウ 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを開示することにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、第4号に該当し不開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示となる。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等警察庁又は都道府県警察において広報された情報は、開示する。

5 条例第6条第1項第5号（意思形成過程情報）に基づき不開示とする情報の基準 〔条例の定め〕

- (5) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示をする

ことにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(1) 条例の趣旨

ア 第5号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われることを確保する観点から、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

イ 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議等に関する情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合が想定される。また、未成熟な情報が開示され又は情報が尚早な時期に開示されると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

このことから、素直な意見交換が阻害されたり、意思決定の中立性が損なわれたりするなど、県の意思決定に対する支障がある場合には、これを不開示とする取扱いとされたものである。

ウ 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、行政内部における審議、検討、協議、打合せ、相談等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報をいう。

エ 「不当」とは、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることの利益との比較衡量により開示・不開示の判断がなされる趣旨である。

(2) 解釈及び運用の際の参考事項

第5号に該当すると考えられる情報の例は、次のとおりである。

ア 行政内部で審議中の案件又は内容の確認を終了していない資料等で、開示することにより、県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがある情報

イ 調査若しくは試験研究等の結果又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等で、開示することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれがある情報

ウ 行政内部の会議、意見交換の記録等で、開示することにより、行政内部の自由闊達な意見又は情報の交換が損なわれるおそれがある情報

6 条例第6条第1項第6号（行政執行情報）に基づき不開示とする情報の基準

〔条例の定め〕

(6) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行

う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(1) 条例の趣旨

ア 第6号は、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の事務・事業の適正な実施を確保する観点から、これに支障を及ぼすおそれがある情報について不開示情報とすることとし、その要件を定めるものである。

イ 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う全ての事務・事業は、法令等に基づき公益に適合するように行わなければならないことから、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の事務・事業に関する情報であって開示することにより当該事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示とする合理的な理由が認められる。第6号に列記された事務・事業は、開示するとその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の事務・事業を例示的に掲げたものであり、その他全ての個別の事務・事業（「その他の県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の事務又は事業」）が第6号の対象となるものである。

ウ 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報に加えて、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

エ 「適正な実施に支障を及ぼすおそれ」は、情報を開示する利益と県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の事務・事業の適正な遂行を確保する利益との比較衡量により開示・不開示の判断がなされる趣

旨であり、したがって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

オ 行政の事務・事業は様々であるので、その事務・事業に支障を及ぼすか否かについて、具体的な基準を定めるのは困難であり、開示・不開示を判断する際は、個別の事案につき開示することによる利益と行政の事務・事業に支障を及ぼすことの不利益との比較衡量によることとなる。

カ 「監査、検査、取締り」とは、指導監査、立入検査、法令違反の取締り等の事務をいう。

キ 「試験」とは、人の知識、能力、物の性能等を試すことをいう。

ク 「租税の賦課若しくは徴収に係る事務」

「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

ケ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

前述の「監査、検査、取締り」等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば「監査、検査、取締り」等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、

「監査、検査、取締り」等の対象となるもの等による法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽するなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の監査等の対象となる者等に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

コ 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を整理させることをいう。

サ 「交渉」とは、利害関係事項について相手方と協議をし、決定をするために行う事務をいう。具体的には、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務上の交渉等がある。

シ 「争訟」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

ス 「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上述の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、

相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

セ 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究の成果については、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民等に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

ソ 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

タ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は、第3号の法人等情報とは当然異なり、県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

(2) 解釈及び運用の際の参考事項

第6号に該当すると考えられる情報の例は、次のとおりである。

ア 開示することにより、事務・事業を実施する目的を失わせるおそれのある情報

イ 開示することにより、経費の増大、実施時期の遅延など、事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれのある情報

ウ 開示することにより、特定のものに不当に利益又は不利益を与えるおそれの

ある情報

エ 開示することにより、反復され、若しくは継続される事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれのある情報

第3 公文書の存否に関する情報に関する判断基準

[条例の定め]

第6条

2 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることが、前条第2項の規定により保護しようとする利益を前項の不開示情報を公にする場合と同様に害することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにせず、当該公文書の開示をしないことができる。

1 条例の趣旨

(1) 開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、開示をする旨又は開示をしない旨の決定をすることが原則であるが、第2項は、その例外として、公文書の存否を明らかにしないで開示をしないことができる場合について定めるものである。

(2) 県が保有する情報の中には、公文書の存在・不存在を明らかにするだけで、個人のプライバシーや法人等の正当な利益等、不開示情報の規定により保護される利益が侵害されることとなる場合があり、このような場合に適切に対処するため、第2項は、公文書の存在・不存在を明らかにすることなく、当該公文書の開示をしないことができる旨、明確にしたものである。

2 解釈及び運用の際の参考事項

(1) 第2項の適用に当たっては、「公文書の存否を明らかにすることが、前条第2項の規定により保護しようとする利益を前項の不開示情報を公にする場合と同様に害することとなるとき」という規定に従い判断する必要があるが、この規定に基づき開示をしない旨の決定をする際は、その理由を提示するものとする。

(2) 第2項に該当すると考えられる情報の例は、次のとおりである。

ア 特定の個人の前科、前歴に関する情報

イ 特定の個人の病歴に関する情報

ウ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報

エ 犯罪の内偵捜査に関する情報

オ 公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合

カ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報

第4 公益上の理由により裁量的に開示する情報に関する判断基準

[条例の定め]

(公益上の理由による裁量的開示)

第6条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

1 条例の趣旨

(1) 本条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対して当該公文書を開示することができる場合について定めるものである。

(2) 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第6条第1項第2号から第6号までに定める不開示情報に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することに不開示とすることで保護される利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう。

2 解釈及び運用の際の参考事項

(1) 第6条第1項各号の不開示情報該当性の判断に当たっては、個人に関する情報及び法人等に関する情報においては、「人の生命等を保護するため、開示をすることがより必要と認められる情報」は不開示情報から除かれ（第6条第1項第2号ハ、同項第3号本文ただし書）、意思形成過程情報（同項第5号）、行政執行情報（同項第6号）においては、それぞれ「不当」や「適正」に当たるのかどうか検討されるように、不開示とすることにより保護される利益と開示することによる利益の比較衡量が行われる場合があるが、本条ではこうした第6条第1項各号の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお、開示することに公益上の必要性が認められる場合には、開示することができるとするものである。

(2) 本条により国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の第三者に関する情報を開示しようとする場合は、第9条第2項に定める第三者の保護に関する手続きが必要となる。

第5 部分開示に関する判断基準

[条例の定め]

(実施機関の開示義務等)

第5条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書の開示をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合は、実施機関は、当該公文書の開示をしてはならない。

3 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分（以下「不開示部分」という。）が当該不開

示部分を除いた部分（以下「開示部分」という。）と容易に区分することができるときは、前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者に対し、当該開示部分の開示をしなければならない。ただし、当該開示部分に客観的に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 4 閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

1 条例の趣旨

- (1) 第3項は、公文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにしたものである。本文は、実施機関は、開示部分についてそれ以外の部分と容易に区別できる場合は当該開示部分を開示する義務がある旨定めたものであり、ただし書は、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に「客観的に有意な情報が記録されていないと認められるとき」は、部分開示をする義務はない旨定めたものである。

なお、不開示情報が記録されている文書については、当該不開示情報が記録されている部分についてはマスキング（白抜き等）の方法により開示部分と区別した上で開示することになる。

- (2) 第4項は、閲覧の方法により開示する場合で、公文書に不開示部分がある場合などにおいて、原本に直接マスキングして閲覧に供することは、行政事務に支障を及ぼすことになり適当でないため、公文書の写しにより開示することができることを定めたものである。

2 解釈及び運用の際の参考事項

- (1) 第3項の部分開示に際し、部分的にマスキングすべき範囲は、一般的には、文章であれば単語、文、段落等、表であれば個々の欄、事項等を単位として判断することをもって足りると解する。

- (2) 第3項ただし書の「客観的に有意な情報が記録されていないと認められるとき」に該当すると考えられる場合には、不開示部分を除いた結果、開示部分には、例えば公表済みの資料とか周知の事実、あるいは様式や単なる枠のようなものしか残らず、請求者の請求の趣旨に照らして有意な情報が何もないと認められる場合等があり、具体的な例としては復命書や会議録に添付された既に公表されている資料や住所録から氏名や住所を除いて枠だけになっているものなどが考えられる。このような場合には、開示をしない旨の決定に際し、「不開示情報の記載部分を除くと、〇〇のような状態になるので、有意な情報が記録されていないと認められる。」などの理由を明らかにする必要がある。

- (3) 第4項の「当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、公文書の形状・形態から汚損又は破損のおそれがあるとき、歴史的価値がある公文書で慎重な取扱いを要するときなどをいう。

「その他正当な理由があるとき」とは、次のような場合をいう。

- ア 前項の規定による部分開示の場合において、原本の一部を不開示とする必要がある場合
- イ 日常業務に使用している公文書で、原本を開示することにより業務に支障が生ずる場合
- ウ 文書が一冊の簿冊になっていて、取り外しが困難な場合

第6 代表的な文書類型ごとの基準

1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示するが、記載内容中に条例第6条第1項各号に掲げる不開示情報がある場合は、当該情報は不開示となる。

不開示となる情報として、次のような例が考えられる。

- (1) 捜査中の事件に関する情報等開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第6条第1項第4号）
- (2) 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等開示することにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第6条第1項第4号）
- (3) 委員長又は委員の発言内容や氏名を開示することにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第6条第1項第5号）

2 会計事務に関する文書

(1) 共通事項

ア 警察職員の氏名等の個人情報（条例第6条第1項第2号関係）

(ア) 本審査基準第2第2項により開示される警察職員の氏名に関する情報を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、全ての職員について不開示となる。

(イ) 債主コード（支出の相手方となる債主ごとに付されるADAMS（官庁会計事務データ通信システム）上の番号）は、当該職員に付された固有の番号であり、個人を識別させ得る情報であることから、不開示とする。

イ 警察との取引業者に係る情報

会計事務に関する文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、本審査基準第2第3項（条例第6条第1項第3号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、開示することにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第6条第1項第4号（公共安全維持情報）に該当し、不開示となる。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

- (ア) 警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を開示することができないと認められるもの
- (イ) 捜査支援システムの開発・器材を発注している業者
- (ウ) 特殊な装備の納入業者
- (2) 旅費の支出に関する文書
- 旅費の支出に関する文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第6条第1項第4号）がないと認められるものは、開示する。ただし、条例第6条第1項第2号（個人に関する情報）に該当する部分を除く。
- なお、旅費の開示・不開示を検討するに際しては、旅費の予算科目の別に応じて一律に決めるのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、開示することにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断する。
- (3) 会議に要する費用の支出に関する文書
- ア 会議に要する費用の支出に関する文書については、個人に関する情報、法人等に関する情報を除いて、原則として開示する。
- イ アの例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議に伴う文書であって、開示することにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分は不開示となる。
- 不開示となる部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示となる場合がある。
- (4) 捜査費（捜査活動報償費）の支出に関する文書
- ア 個別の執行に係るもの
- 捜査費（捜査活動報償費）の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則として全て不開示（職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）となる。
- イ 支出額に係るもの
- (ア) 本県警察全体の月別、年別支出額及び所属別の年別支出額については開示する。
- (イ) 所属別の月別支出額については、支出額の変動状況から各所属の月別の捜査活動の活発さの把握が可能となり、これを把握した犯罪者等はその間隙について不法行為を敢行するおそれがあり、また逃亡・罪証隠滅などを図るおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、原則として開示する。

3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

本県警察の職員数に関する情報は、原則として開示する。ただし、開示することにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、不開示となる。

4 犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件申報等）

(1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が開示されると、以後の捜査に支障を生じることから、その件名も含め、原則として不開示とする。

なお、開示請求の態様によっては、公文書の存否に関する情報となる。（本審査基準第3参照）

(2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

ア 個人に関する情報について

本審査基準第2第2項（条例第6条第1項第2号関係）に従って対応する。

イ 個人に関する情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第6条第1項各号の不開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

不開示事由のうち、条例第6条第1項第4号（公共安全維持情報）に該当する例として考えられるものとしては、次のものがある。

(ア) 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、開示することにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

(イ) 開示することにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

(ウ) 捜査手法に関する情報であって、開示すると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

(エ) 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、開示すると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの不開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・不開示の判断に影響を与える要素の一つである。

5 刑事訴訟に関する書類

(1) 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、「刑事訴訟に関する書類及び押収物」に該当し、条例の規定は適用されないこととされている（条例第13条）。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、刑事訴訟法の制度において開示・不開示の取扱いが定められており、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定は、適用しない。」旨規定されていることを考慮して、条例に規定されたものである。

条例の適用除外とされる「刑事訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

(2) 送致・送付前の刑事訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で開示・不開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外となる。